

総社市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第34号

総社市事務分掌条例の一部を改正する条例

総社市事務分掌条例（平成17年総社市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p><u>総合政策部</u> 総務部 <u>市民生活部</u> 保健福祉部 産業部 建設部 <u>環境水道部</u></p> <p>(分掌)</p> <p>第2条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>総合政策部</u></p> <p>(1) <u>市行政の重要施策の企画及び総合調整に関する事項</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>総務部 <u>市民環境部</u> 保健福祉部 産業部 建設部 <u>水道部</u></p> <p>(分掌)</p> <p>第2条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>新市まちづくり計画に関する事項</u> (3) <u>定住促進に関する事項</u> (4) <u>統計に関する事項</u> (5) <u>広報広聴に関する事項</u> (6) <u>情報化に関する事項</u> 総務部</p> <p>(1) <u>議会及び行政一般に関する事項</u> (2) <u>条例、規則等に関する事項</u> (3) <u>人事及び給与に関する事項</u> (4) <u>市の予算、税その他財務に関する事項</u> (5) <u>契約及び検査に関する事項</u> (6) <u>防災に関する事項</u> (7) <u>法令遵守及び研修に関する事項</u> (8) <u>その他の他の部の主管に属しない事項</u> 市民生活部</p> <p>(1) <u>そうじゃ吉備路マラソンに関する事項</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>人権啓発に関する事項</u> (6) <u>男女共同参画に関する事項</u> (7) <u>交通及び防犯に関する事項</u> (8) <u>住民基本台帳及び戸籍に関する事項</u> (9) <u>旅券の発給に関する事項</u></p>	<p>総務部</p> <p>(1) <u>市行政の重要施策の企画及び総合調整に関する事項</u> (2) <u>広報広聴に関する事項</u> (3) <u>市の予算、税その他財務に関する事項</u> (4) <u>新市まちづくり計画に関する事項</u> (5) <u>防災及び統計に関する事項</u> (6) <u>人事及び給与に関する事項</u> (7) <u>議会及び行政一般に関する事項</u> (8) <u>条例、規則等に関する事項</u></p> <p>(9) <u>契約及び検査に関する事項</u></p> <p>(10) <u>その他の他の部の主管に属しない事項</u> 市民環境部</p> <p>(1) <u>廃棄物及び環境保全に関する事項</u> (2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>住民基本台帳及び戸籍に関する事項</u> (6) <u>旅券の発給に関する事項</u> (7) <u>人権啓発に関する事項</u> (8) <u>男女共同参画に関する事項</u> (9) <u>国民健康保険及び後期高齢者医療に関する事項</u> (10) <u>年金に関する事項</u></p>

改 正 後	改 正 前
保健福祉部 (1) 略 <u>(2) 国民健康保険及び後期高齢者医療に関する事項</u> <u>(3) 年金に関する事項</u> <u>(4) 社会福祉及び社会保障に関する事項</u> <u>(5) 子育て支援に関する事項</u> <u>(6) 介護保険に関する事項</u> 産業部及び建設部 略 環境水道部 (1)及び(2) 略 <u>(3) 廃棄物及び環境保全に関する事項</u>	保健福祉部 (1) 略 <u>(2) 介護保険に関する事項</u> <u>(3) 子育て支援に関する事項</u> <u>(4) 社会福祉及び社会保障に関する事項</u> 産業部及び建設部 略 水道部 (1)及び(2) 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(総社市公告式条例の一部改正)
- 2 総社市公告式条例（平成17年総社市条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(条例の公布) 第2条 略 2 略 3 掲示場は、次の場所に設ける。 (1) 市役所及び出張所 (2) 略	(条例の公布) 第2条 略 2 略 3 掲示場は、次の場所に設ける。 (1) 市役所、 <u>支所</u> 及び出張所 (2) 略

(総社市総合計画審議会条例の一部改正)

- 3 総社市総合計画審議会条例（平成17年総社市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>総合政策部</u> において行う。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>総務部</u> において行う。

(総社市放送番組審議会設置条例の一部改正)

4 総社市放送番組審議会設置条例（平成25年総社市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>総合政策部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。

(総社市支所及び出張所条例の一部改正)

5 総社市支所及び出張所条例（平成17年総社市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前												
総社市出張所条例	総社市 <u>支所</u> 及び出張所条例												
(設置) 第1条 本市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条の規定に基づき、市長の権限に属する事務を処理するため、出張所を設置する。	(設置) 第1条 本市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条の規定に基づき、市長の権限に属する事務を処理するため、 <u>支所</u> 及び出張所を設置する。												
(名称、位置及び所管区域) 第2条 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。	(名称、位置及び所管区域) 第2条 <u>支所</u> 及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名 称</th> <th style="width: 33%;">位 置</th> <th style="width: 33%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総社市山手<u>出張所</u></td> <td>総社市地頭片山17番地1</td> <td>西郡、地頭片山、岡谷、西坂台、宿</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所管区域	総社市山手 <u>出張所</u>	総社市地頭片山17番地1	西郡、地頭片山、岡谷、西坂台、宿	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名 称</th> <th style="width: 33%;">位 置</th> <th style="width: 33%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総社市山手<u>支所</u></td> <td>総社市地頭片山17番地1</td> <td>西郡、地頭片山、岡谷、西坂台、宿</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所管区域	総社市山手 <u>支所</u>	総社市地頭片山17番地1	西郡、地頭片山、岡谷、西坂台、宿
名 称	位 置	所管区域											
総社市山手 <u>出張所</u>	総社市地頭片山17番地1	西郡、地頭片山、岡谷、西坂台、宿											
名 称	位 置	所管区域											
総社市山手 <u>支所</u>	総社市地頭片山17番地1	西郡、地頭片山、岡谷、西坂台、宿											

改正後			改正前		
総社市清音出張所	総社市清音軽部 1135 番地	清音黒田, 清音古地, 清音上中島, 清音柿木, 清音軽部, 清音三因	総社市清音支所	総社市清音軽部 1135 番地	清音黒田, 清音古地, 清音上中島, 清音柿木, 清音軽部, 清音三因
総社市北出張所	総社市見延 638 番地	見延, 榎谷, 宍粟	総社市北出張所	総社市見延 638 番地	見延, 榎谷, 宍粟
総社市西出張所	総社市新本 7743 番地	山田, 新本	総社市西出張所	総社市新本 7743 番地	山田, 新本
総社市昭和出張所	総社市美袋 1915 番地	美袋, 日羽, 原, 影, 中尾, 下倉, 種井, 延原, 宇山, 槁	総社市昭和出張所	総社市美袋 1915 番地	美袋, 日羽, 原, 影, 中尾, 下倉, 種井, 延原, 宇山, 槁
(その他) 第3条 出張所の組織, 所掌事務その他必要な事項は, 規則で定める。			(その他) 第3条 <u>支所及び出張所</u> の組織, 所掌事務その他必要な事項は, 規則で定める。		

(総社市まちづくり協議会条例の一部改正)

- 6 総社市まちづくり協議会条例(平成17年総社市条例第225号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 協議会の庶務は, <u>市民生活部</u> において行う。	(庶務) 第7条 協議会の庶務は, <u>市民環境部及び支所</u> において行う。

(総社市環境基本条例の一部改正)

- 7 総社市環境基本条例(平成17年総社市条例第231号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(審議会の会議等) 第17条 略 2~4 略 5 審議会の庶務は, <u>環境水道部</u> において処理する。 6 略	(審議会の会議等) 第17条 略 2~4 略 5 審議会の庶務は, <u>市民環境部</u> において処理する。 6 略

(総社市市民提案型事業審議会条例の一部改正)

- 8 総社市市民提案型事業審議会条例（平成25年総社市条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>市民生活部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>市民環境部</u> において処理する。

(総社市水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

- 9 総社市水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年総社市条例第208号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(組織) 第5条 略 2 法第14条の規定に基づき、水道事業等の管理者の権限に属する事務を処理させるため、 <u>環境水道部</u> を置く。	(組織) 第5条 略 2 法第14条の規定に基づき、水道事業等の管理者の権限に属する事務を処理させるため、 <u>水道部</u> を置く。